

近・現代日本経済史研究の屈折(4)

高橋 衛

[承 前]

IV 右傾化・擬似革命と戦争

1 社会主義運動の衰退・崩壊

ソ連邦が崩壊し冷戦が終了した今、左右の座標軸自体が漠然とした彼方のことに去りゆき、左とか右とかいうことも、ほとんど意味を失ったというべきであろう。しかし当面の対象とする、戦前のこの時期などにおいては、その左右の対立は、多くの人間の生命を賭けた、歴史の流れを決定づける深刻な問題であった。日中・太平洋両戦争への道程においても、それらは決定的な要因の一つであったというべきであろう。かつて丸山真男は、戦争責任を問うべきものとして、一に天皇、二に共産党をあげた。1956年の論稿においてであった。天皇のことは一般にも論じられてきていたが、共産党の戦争責任論は、いささか意表を突くものであった。丸山はファシズムとの「最も能動的な政治的敵手」としての共産党が、その「闘いに破れたことと日本の戦争突入とはまさか無関係ではあるまい」¹⁾というのである。ただひとり戦争に徹底的に抵抗したと誇る共産党に対し、ファシズムとの闘いに破れたことは、やはり「敗軍の将」には違いなく、「敵の砲撃の予想外の熾烈さやその手口の残忍さや味方の陣営の裏切りをもって指揮官としての責任をのがれることはできない」²⁾ともいう。

この丸山の指摘は、一貫して過去の無謬性を主張してきた日本共産党のプライドに一矢むくいたものではあったかもしれぬが、そこまでいえば他に多くの免罪されるものがでる結果を招くことも否定できないであろう。丸山のいう

「指揮官」の指揮下になく、しかも社会主義者を名乗っていた諸グループの「裏切り」にまで「責任」を負うことを義務付けられていたというのか。たとえば『資本論』の翻訳で名を馳せた高島素之は、すでに1919年には雑誌『国家社会主義』を発刊しており、共産党の結成に参画までした赤松克麿は、1924年には「科学的日本主義」を唱えて、同じく国家社会主義者のリーダーに変身している。後者などは軍部とも結託するようになる。このような連中にまで共産党は責任を負って、丸山のいうように天皇とともに戦争犯罪人なのであろうか。

戦前の日本の社会主義運動が衰退し、崩壊していったことが、現実的に有効な反戦運動のエネルギーを喪失させたことは、紛れもない事実である。戦争を阻止しえなかったこのような消極的な要因にまで戦争犯罪の責めを負えというならば、いわゆる社会民主主義者はいうまでもなく、「良心的」といわれたクリスチャン・宗教家や知識人、さらには一般のリベラリストもすべて、この列に加えられることになる。丸山真男夫子ご自身も、そのお仲間に加えられかねはしないのか。敗戦直後に喧伝された「一億総懺悔」に近く、戦争責任の拡散にほかならないといたい。

そのことよりも、戦前の社会主義運動の崩壊の原因を、少し冷静に検討しておくことが残された課題であろう。1990年代における世界的な社会主義運動の崩壊がもたらした現状を考慮することとも無関係ではないであろう。戦前のこの崩壊の要因は、多岐にわたっており、単純に一元化して論じることはいできない。ただその第一は、国際的にも類例の少ないほどの熾烈な権力による思想弾圧にあった。その法的基礎は大正デモクラシーの結実たる普通選挙法とともに公布された治安維持法であったことは周知のところであろう。同法は1928年には、死刑という極刑が加えられ、しだいに拡張解釈されて、さまざまな自由主義運動までもが弾圧されていった。なかでも天皇制批判は極刑の対象とされたため、当時の極左翼たる共産党は、まず真っ先に弾圧を受けた。3・15、4・26で知られる党员・党関係者の一斉検挙により、まず壊滅的な打撃を受け

た。党员やシンパサイザーの「転向」があいついだ。擬似転向の表明がやがては真の転向につながり、ひ弱な知識人の良心的な転向もあったが、幹部の転向は罪作りなものとなった。佐野学、鍋山貞親、三田村四郎、田中清玄などのそれは、ただに転向のみならず、右翼化した正反対の運動潮流を提起し、下部党员を激しく動揺させた。「転向時代」などともいわれたが、ヨーロッパなどと違い、島国のための亡命の困難さも、この傾向を強めた一因であった。小林多喜二の小説で描かれたような拷問による悲惨な死という悲劇もあった。

今一つの要因は、その運動方針の偏狭さと、それにともなう内部分裂がもたらしたものであろう。運動方針の問題をここで総括する用意はないが、すでに述べた「資本主義論争」のことなどが想起されよう。日本共産党についていえば、コミンテルンの完全な指導下にあり、方針書はその指令のようなかたちで指示されたことはすでにみた。そこにはソ連の反日的な民族的利害関係すら反映していたが、何よりも日本の実態に疎く、ロシア革命のパターンの絶対視と強要が基本をなす方針であった。その具体的な問題の一つは、おそらく天皇制の問題であった。上述のように治安維持法がもっとも護ろうとした対象は、まさに国体(=天皇制)にほかならなかつたが、コミンテルンはその打倒を共産党の最大課題として容赦なく指示した。当時の組織では日本共産党は、コミンテルンの支部としての下部組織であり、その指示は絶対的なものであった。天皇制打倒を掲げることは生死を賭けたものであったが、国民感情と遊離したものであった。外部のロシアは、それを容赦なく強要しえたが、受理するサイドにとっては深刻な課題に直面させられることであった。天皇制に歯向かうことの恐怖心を一般的な方針の相違に代えて論争するセクトが噴き出し、内部分裂が必死のものとなった。それらのセクトのなかには極右に走ったものから社会民主主義者まで多面化したが、ひとり共産党が前衛をもって正統派を任じた。これにともなって労働運動も分裂をくり返した。分裂は当然、左翼全体の弱体化を招いた。ルーツが近いほど、むしろ相克が激化しもした。

もちろん分裂の歴史は、上述の点にのみ帰することはできない。先にもふれたが、すでに明治期の自由民権運動のなかにも根ざしており、大正期にはいわゆるアナ・ボルの対立もあった。とりわけマルクス・レーニン主義の影響が定着するにおよんで、その正統派争いから、福本イズムに象徴されるような自己純化が独善的に促されもした。分裂は骨肉の争いの相をていし、全体としてますます国民大衆から遊離した運動となっていたのである。丸山が前提したように、このような体たらくの運動体に戦争阻止の貫徹を期待すること自体が無理というものであろう。

2 右翼テロ・その体制による収束

左右の対立軸をすえた政治勢力の配置という政治力学が、ほとんど現実的意味を失った今、戦前のこの時期にあっても、単純な右・左の視角から思想史を語ることは、いささかの外れということかもしれない。もっとも「右翼と左翼とは、明治国家体制の補完物たることを拒もうとした親から生まれた、双生児³⁾という、穿った見解すらもある。この見解のいかんは、また問うとして、前項での問題と同様、戦前日本の方向選択の問題としては、右翼の動向も避けて通りえない課題である。まず周知のように、昭和初期、一連の右翼テロが横行した。1929年、山本宣治暗殺、1930年、浜口雄幸首相狙撃、1931年、3月事件、10月事件、1932年、井上準之助前蔵相・団琢磨（三井合名総帥）射殺、5・15事件（犬養毅首相射殺）、1934年、11月事件、1935年、相沢事件、1936年、2・26事件とつづく。山本宣治暗殺は左翼にたいするものであるが、他はすべて政府・財界の要人等、体制にたいするテロであった。なかでも2・26事件は最大規模のクーデタであった。

以上の過程は、一般にファシズム化の過程として論じられてきた。一連のテロは「戦争とファシズムへの道を掃き清める意味をもった⁴⁾」というのが通説である。そのファシズムとは「支配体制が危機に直面したことを前提とし、そ

こから生まれた大衆の不満をデマゴギーで収攬することによって成立する」⁵⁾という定義によっている。「危機」とか「不満」とかの安易な使用をふくめて、この定義のいかんは、ひとまず保留しておく。またその基礎には「当時のイタリア、ドイツ、日本には一つの共通の状況がみられるから、その共通性の故にこの時期を『ファシズム期』とよぶ」⁶⁾という認識がある。ただヒトラーやムソリーニのような独裁的指導者を欠き、日本のテロ実行者たちは自らはファシストと呼称してもいないという単純な事実からしても、3国の共通性をかんとんに肯定できるのであろうか。疑問なしとしない。

この日本のファシズムの定義自体をめぐっても、はやりの言葉でいえば一種の「神学論争」があった。前述した「資本主義論争」が、またしても影を落とした。須崎慎一がいうように、「労農派の立場に連なる純粹ファシズム説、講座派に連なる天皇制ファシズム論、同じく講座派の流れをひきながら日本ファシズムの成立を否定する『二重の帝国主義』論および、日本ファシズムといわれるものは、たんなる戦時体制説まで多岐にわたっている」⁷⁾ということになる。しかもこのような整理自体が、関係者のすべてを納得させるものとはかぎらない。筆者はこのような神学論争の帰趨自体には、これ以上の関心はない。定義のいかんを問わず、ファシズムという一語に結びつけること自体が単純さを免れないというべきなのかもしれない。むしろここで必要なことは、そのファシズム的なものの発生基盤と、その歴史的に果たした役割が問題であろう。

須崎がいう「たんなる戦時体制説」は、主として丸山真男のそれ(『現代政治の思想と行動』増補版1964年)を受けてのものであるが、それは要約すれば「上からのファシズム」論であり、新体制運動が十分に固定化せぬままに戦争に突入したがゆえのものであったというのである。事実の推移は、ほぼそれに近いのであるが、たんに「上から」のそれに絞ると、昭和初期の右翼の役割が過小評価されかねないきらいがある。その右翼は一般に「国家社会主義」というイデオロギーに要約される。しかも酒井哲哉らによれば、丸山説では「昭和期

の超国家主義を伝統的国家主義と区別する視点を欠いている」⁸⁾ということにもなる。そこでまず、「国家社会主義」の役割が問われなければならないであろう。

「国家社会主義」も多岐にわたっており、そのすべてにふれる紙数はない。またその必要もない。日本の右翼は、西郷隆盛にまで遡るとすらいわれるが、一般的には自由民権運動の右派がルーツとされる。後述する北一輝に代表される流れである。まず、この流れとはいささか異なるのは、『資本論』の最初の完訳者として知られる高島素之であろう。高島は1919年4月に雑誌『国家社会主義』を出す。高島は「経済上にはマルクス主義を応用し、政治上には社会改良主義の精神でいかうと云ふのだ。社会主義と国家主義の結合と云っても善い」⁹⁾と、国家社会主義を定義づける。そして「我々は……全然マルクスの『資本論』を継承する」¹⁰⁾と平然という。通説的にいわれる「転向」とは異なり、『資本論』と国家社会主義が同居していたのであった。高島は「国家社会主義はビスマルクが、社会改良の目的を以て採用したる一政策である」¹¹⁾ともいう。実際、高島のもとにも同調者が集まったが、結局、運動の主流にはならなかった。それにしても『資本論』と国家社会主義の内面的関連性は、いささか理解しがたいといっておこう。

これに反し、国家社会主義の主流を代表する一人としては、やはり北一輝をあげるべきであろう。北について書かれたものはきわめて多い。とくにいわゆる新左翼が台頭した時期に多くの関心をよんだ。新左翼からは一種の共感をすらともなった再発掘があったともいえよう。したがって、北をめぐる評価も多様なのであるが、まず北の代表的な著作『日本改造法案大綱』が「青年将校」たちの「いわばバイブルとなった」¹²⁾という指摘は、かなり共通している。北がこの『大綱』を上海で書いたのは、高島が雑誌『国家社会主義』を刊行したのと同じ1919年であった。雑誌は4号まで出たが、北は関与していない。両者の関連を論じたものは、みあたらないが、そのこともふくめて北の評価は、さまざまである。ここで訓詁学的な検討をする気はないが、文脈の必要上、お

よその論点を探っておこう。

北が最初に論説を自費出版したのは、日露戦争の翌年1906年、23歳のときであった。『国体論及び純正社会主義』と題されたものであった。当時、その反響は大きく、「河上肇、片山潜、福田徳三らから讃辞が寄せられ」¹³⁾たという。讃辞の基礎には「いわゆる社会主義の立場から当時支配的な国体論そのものに対決した」¹⁴⁾ ことがあったと解説されている。同書で北はマルクスの「『資本は掠奪の蓄積なり』と云ふ大原則は、引力説の如く不動の真理なり」¹⁵⁾ ともいう。労働価値説への単純な誤解による批判も付記されており、どこまでマルクスを読みこなしていたかは、疑問であるが、ともかくも幸徳秋水や片山潜らの影響もあって、北は「社会主義者」ではあったことになる。北のいう「社会主義」は、「経済的方面に於ける家長君主国を根底より打破して国家生命の源泉たる経済的資料を国家の生存進化のために、国家の権利に於て、国家の帰属すべき利益と為さんとする者なり」¹⁶⁾ と要約される。文中にもあるように進化論とも結びついており、また「論旨に缺陷もあり矛盾もあり、諸説のつぎはぎに止まる点も見出される」¹⁷⁾ というものでもあった。したがって松本清張のように「極端な社会民主主義者(社会主義者)」¹⁸⁾ でもなく、またのちに「超国家主義者に『転向』」¹⁹⁾ したという理解も先人見にとらわれすぎているということであろう。初期の北はマルクスもかじっており、片山潜の影響などもあって、ある種の純粹さもあり、主観的に「社会主義者」ではあった。そしてある意味では最後までそうであったといってもよい。ただ岡本幸治のように、北の「基本的枠組みは、生涯変わるところがなかった」²⁰⁾ とまでいいうるのかは疑問である。「転向」というのも単純な理解であるが、そもそも北の社会主義の理解そのものが基本的な文献知識などを欠いており、曖昧なものであった。ほぼ一貫していたのは、その国家主義のほうであったといえよう。したがって、松本のように初期の北について「果たして『右』だったか『左』だったかわからない」²¹⁾ とまで考えこむことでもない。ただ北には「当時支配的な国体論

そのものに対決した」²²⁾ 一面があり、「万世一系神話に呪縛されていない」²³⁾ ともいいうる点が、いささか他の国家主義者とも異なっていた。例の南北朝論争の影響を受けてもいるのであろうが、北は「万世一系とは直系ならずして無数の傍系より傍系の間を上下縦横せる歴史上の事実」²⁴⁾ を指摘する。北によれば「憲法の所謂『万世一系の天皇』とは現天皇を以て始めとし、現天皇より以後の直系或は傍系を以て皇位を万世に伝ふべしと云ふ将来の規定に属す」²⁵⁾ ということになる。1906年の記述なので、現天皇とは明治天皇ということになる。この点などもふくめて、2・26事件反乱将校らの「聖典」として整合しえたのであろうか。

多くの論者たちは、ほぼこの1906年の著作に北の思想の凝縮をみるが、いわゆる「聖典」視されたのは、1919年に上海で書いた『日本改造法案大綱』であった。中国革命にも関与したあとのもので、「支那ヲ自立セシメタル後ハ、日本ノ旭日旗ガ全人類ニ日ノ光ヲ与フベシ」²⁶⁾ などと、すでに物騒なことをもいう。より具体的に「将来取得スベキ新領土」²⁷⁾ として、オーストラリアや極東シベリアをあげ、「将来ノ新領土ハ異人種異民族ノ差別ヲ撤廃シテ日本自ラ其ノ範ヲ欧米ニ示スベキハ論ナシ」²⁸⁾ と、明らかに新帝国主義のようなものをも説くのである。この点をもふくめて新左翼流に北を美化しうるというのであろうか。

ただ、北は「兵營又ハ軍艦内ニ於ケル将校ト兵卒トノ物質的生活ヲ平等ニスル所以ハ自明ノ理ナリ」²⁹⁾ などと、社会主義者の片鱗をも示す。社会主義的主張といえば、「財産限度ヲ壹百万円トス」³⁰⁾ とか、「私人生産業ノ限度ヲ資本壹千万円トス」³¹⁾ とか、また「私人生産ニ雇傭セラルル労働者ハ其ノ純益ノ二分ノ一ヲ配当セラルベシ」³²⁾ などともいう。このあたりに、いわゆる擬似革命論への言及もありうるのであろう。一般化していえば、ロシア革命につづく第一次大戦後のドイツ・オーストリアなどの帝政の崩壊やマルクス主義を奉じる社会主義運動の一定の昂揚、加えて1920年恐慌につづく不況などが、

伊藤隆がというような危機意識の醸成をもたらしたのであろう。伊藤によれば、当時、「社会主義を奉じない人々にも、現存の産業社会を『資本主義』として意識化させることになり、その欠陥をも意識させ、それに対する様々な改革の必要性を認識させた」³³⁾ という。いわば危機意識が一種の社会主義代行革命を無意識にすすめようとする一定の勢力を形成せしめたといいうるのかもしれない。ただ、北には「『国民ノ天皇』を戴く強力な統制国家、一種の社会主義日本像がそこに描かれていた」³⁴⁾ とまで伊藤がいうとき、擬似革命論は、いささか国家主義を持ち上げすぎることになるというべきであろう。同様に「全体主義の魅力は、資本主義の『没落』が実感されていたこの時期に強いものであった」³⁵⁾ というのも過大に透視しすぎているというべきであろう。これらの右翼の思想を旧左翼のように、もっぱら教条主義的に体制擁護と単純に決めつけてすませてきたことへの反省ないしは反発から、逆に北らへの過大期待過大評価が擬似革命論という評価をもたらしたのであった。戦前左翼が弾圧下になし遂げえなかった営為を、戦前右翼が代行しうるわけではなく、むしろその行動は、一定の危機感や恐怖を感じ取った体制派によって利用され、デモクラシーの流れを断ち切って、ミリタリズムを国民意識に浸透させる役割を担ったと解すべきであろう。擬似革命性を強調することは、一見斬新なようで、結局は歴史の流れにおける右翼への甘い評価につながるといわなければならない。

ところで、この時期の超国家主義運動のピークは、周知のように1936年の2・26事件であった。この日本近代史上最大のクーデタと北との関係があらためて問われよう。事件の首謀者の一人、磯部浅一(元陸軍一等主計)は、北について「先生は近代日本の生める唯一最大の偉人」³⁶⁾ といい、その「日本改造法案大綱は絶対の真理だ 一点一角の毀却を許さぬ」³⁷⁾ と遺書に書く。2・26事件関係将校のバイブルとされる所以である。また村中孝次大尉は蹶起の趣意書を「北一輝氏宅の仏間、明治大帝御尊像の御前に於て神仏照覧の下に、余の起草せるもの」³⁸⁾ と書き残している。さらに北自身も「日本の対外戦争を

決行する以前に於て先づ合理的に国内の改造を仕遂げて置き度いと云ふ事であり
ます」³⁹⁾と答えている。これらの点からすれば、北が事件の首魁として死刑に
処せられたことに異議をはさむ余地はない。しかしこの死刑には関係当事
者らからも多くの異議が出ていた。たとえば前出の村中大尉すらも、事件を「北
一輝著『日本改造法案大綱』を実現するに在りとなすは是れ悉く誤れり」⁴⁰⁾と
書き残している。また松本清張すらも「法務官のでっち上げ」⁴¹⁾とする。事
実、北と2・26事件との直接的な関係は希薄とみるのが妥当であろう。むしろ
「北一輝、西田税という陸軍外部の人により起こされ、動かされたという軍の事
件処理方針」⁴²⁾こそが先行していた結果であったとしてよいであろう。その
方針にもとづき、「北一輝は赤だと軍内に宣伝され」⁴³⁾その趣旨から処刑され
るにいたる。それは同時に青年将校たちを煽っていた寺内を中心とする川島、
真崎、荒木らの皇道派の大將級を免罪化する意図に出ていたのであった。処刑
された指導将校のひとり安藤輝三大尉が、いみじくも書き残したように「軍当
局は…吾人ヲ虐殺シテ而モ吾人ノ行ヘル結果ヲ利用シテ軍部独裁ノファッショ
的改革ヲ試ミントナシアリ」⁴⁴⁾という方向に誘導されていったといえよう。

さらにその背後には、もっと大きな本格的体制派の志向が渦巻いていた。そ
のまえにまず蹶起将校群の動機にもどって一考しておく必要がある。彼らを蹶
起させた契機については、すでに多くの指摘がある。それらすべての紹介はお
く。一には香田清貞大尉が獄中手記に「大意八天日ヲ暗クスル特権階級ニ痛棒
ヲ与工」⁴⁵⁾と書いたように、彼らがいう君側の奸たる支配層への不満があっ
た。とくに財閥のドル買い事件や「帝人事件」(結果は無罪)などの一連の腐敗
事件、さらには政争に明け暮れる政党の利己的腐敗など支配階級への反発が
あった。

二には戦後恐慌から金融恐慌、昭和恐慌にとつづいた不況への焦燥感があっ
た。とりわけ不況の農村へのしわ寄せによる農村の疲弊と出身兵士の困惑への
同情があった。2・26事件将校との事件前の和田日出吉の対話が残されている。

それによれば「青年将校A B C D E」の応答に「今日の兵の家庭は疲弊し働き手を失った家が苦しむ状態では、どうしても安心して戦争に行けない…」⁴⁶⁾などとある。これに対し、和田は「さうした感想は、一般的に云って左翼的にも考えられる」⁴⁷⁾と問う。答えは「さうにも感じられやう。然し、その根本において青年将校運動は、国体観念から出発してあるといふ一点で、磁石の両極ほど違ふだらう」⁴⁷⁾であった。不況からの危機意識は、隊付き将校のこのような現場感覚となって、現状打破に駆り立てたのであった。(これに類する指摘は以前からなされてきたところであるが、最近これに珍妙な異論が出たので、あえて言及した。田原総一郎の書いたものに「36年(昭和11)頃は、明治維新以来、日本の経済が最高水準に達し、社会も安定していた良き時代だ……なぜ、こんな時代に大規模なクーデターなど起きたのか」⁴⁸⁾との記述をみた。周知のように戦前戦後の日本経済などを比較する基準として、1934～36年の指数が通常用いられる。高橋財政などをつうじて日本はもっとも早期に恐慌から脱却し、この時期にもっとも安定していたからに他ならない。だからクーデターなどありえないと短絡するのは、下部構造が上部構造を決定するという、まるで唯物史観の公式の教条的な適用ともいうべきものであろう。ものごとは、なべてことほど単純にすすむものではない)。

このほかワシントン、ロンドン両軍縮条約による軍自体の縮小化傾向と条約をめぐる軍内部の対立(海軍=条約派と艦隊派、陸軍=統制派と皇道派の対立)などがあげられよう。あるいは白人支配からのアジアの解放という理念に立つナショナリズムなども、蹶起の根底にあった。丸山真男のように「(1)帝国主義への反抗、(2)貧困への反抗、(3)「西洋」への反抗という、三つの反抗の化合物」⁴⁹⁾と整理しても、少しまとめすぎの嫌いはあるが、大きくは異ならない。問題はすでにふれかけたように、より大きな流れのなかでの超国家主義の位置づけであろう。

2・26事件に集約される超国家主義の運動は、結論的にいえば、いわゆる起

爆剤の役割を果たしたにすぎなかった。青年将校たちの行動は、主観的には純情な憂国の情による命を賭してのものであった。しかしそれらは、もっと大きな政治の流れのなかでは、戦時体制への露払いの役を演じたに過ぎぬことになる。まず、よくいわれてきたように、「皇道派系将官は、一方で青年将校に同情的言辭を弄しつつ、他方で現状維持勢力に対して青年将校への影響力を誇示してきた」⁵⁰⁾ ことがあった。しかし彼らは結局、主勢力たりえず、2・26事件のあとは辛うじて同罪による断罪を免れた位置に後退する。逆に対立してきた統制派は無傷のまま、状況を逆用して、その広義国防国家構想を実現させていく。すでに事件直後の5月には、「支那駐屯軍」の大幅な増強もすすめられたのであった。

これらの動きにたいし、国家の支配層中枢は、まず、かなり動揺する。天皇側近の木戸幸一なども、「青年将校や民間右翼の直接行動は懸念していたが、それは…テロを予想していたのであり、二・二六事件のようなクーデターの発生を予想してはいなかった」⁵¹⁾ のであって、動揺は隠せなかった。唯一の元老西園寺公望は、事件後の首相には、陸軍の推す平沼騏一郎はしりぞけたが、より無難な広田弘毅を推したものの、陸軍の強い干渉により組閣は難航した。同内閣は「庶政一新」を掲げて発足したが、その七大国策の冒頭には、すでに「国防の充実」が謳われた。権力中枢は、2・26事件の動揺のまま、基本姿勢を保ちえず、軍部との妥協に走り、急速にきな臭い状況がすすんでいくのである。この時期の支配層のうち、官僚はすでにこれより先、「新官僚」とよばれて時局を先取りし、この時期ともなると、陸軍の統制派とむすんで「革新官僚」化して、時局の先鋒を担っていく。また財界は、ドル買い事件の腐敗や団琢磨の暗殺事件以来、いわゆる「財閥の転向」などを強いられ、発言権を低下させていた。加えて「帝人事件」という汚職容疑事件で財界全体が動揺していた。この事件は結局、事実無根のものと判明したが、無罪判決が出たのは、2・26事件後のこととなって、事件前後は混迷をつづけ、蹶起将校たちの標的とさえなっ

ていた。さらに国民感情も、むしろ蹶起将校たちに同調する向きが多かったというべき傾向にあった。かくして耳目衝動的な2・26事件は、総じてミリタリズムへの志向に拍車をかける結果に導いていったわけである。

3 戦争への道程・その起因と責任

前項でみたように、軍の暴走にたいして有力な歯止めをかけうる諸勢力は、なべて弱体化していた。しかし戦争への道程は、軍のみの独走に帰してよいのであろうか。戦争の起因とそこにおける戦争責任については、純客観的に論じたものは、今なお多くない。論議をすすめる前提として、まず敗戦前の過程の認識と、戦後の東京裁判以降の認識とを、ひとまず分離して検討する必要がある。右翼的視点たらずとも、東京軍事裁判の歴史解釈には戦争犯罪人をあぶり出すための意図的に歪められたものがあることは否定できない。敗戦前の歴史解釈も、逆に「皇国史観」によって歪められており、十分に批判的で冷静な検討が求められよう。ただ、いずれの視点に立つにしても、いまだに十分な史資料を欠いていて、正確な検討を妨げていることも否定できない。もっとも大きな原因は、いわゆる菊のカーテンがまだ少なくとも歴史の開示については、なお余脈を保っているということであろう。

わが国の戦争史について語る場合、まず戦前にあっては、うえに触れたような「皇国史観」が大きく影響した。日本の戦争はすべて聖戦視されて正当化された。戦中にはいわゆる「八紘一宇」の名のもとに、アジア侵略がすすめられたことも否定できない。ただ、このような歴史観は、敗戦とともにほとんど完全に払拭された。しかし1950年代半ばころから、「逆コース」といわれたその反動があり、一部では「大東亜戦争」肯定論までがでた。靖国神社参拝の是非などをめぐって、このような戦争観は、いまなお根強い一部の傾向となって消えていない。「内政干渉」とすらいわれるアジア諸国からの反発をうけつづけてきたところである。

敗戦ショックは、まずは日本人の歴史感覚を転倒させた。とりわけ極東国際軍事裁判（東京裁判）が、戦後の日本人の歴史観を決定づけたとあってよい。同裁判は1946年5月3日に開廷、48年11月2日に東条元首相ら7人の死刑をふくむ25人のA級戦犯被告全員に有罪判決を下して閉廷したものであった。裁判の法的根拠は、ポツダム宣言第10項の「戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルベシ」なる規定によっていた。この根拠にたいしては、当時から弁護人などから異論が主張されたが、とりわけ11人の判事中、唯一の国際法専門家であるインド人判事パルの判決が注目された。パルは、まず「犯罪性があるかないかは、それらの諸行為のなされたときに存在した国際法の、諸規則に照らして決定しなければならない」⁵²⁾ とし、1945年7月26日のポ宣言は明らかに事後法であると、その法的根拠を否定したのであった。パルは本判決を上回る約25万字の大部の意見書を付したが、そこでは「勝者によって今日与えられた犯罪の定義に従っていわゆる裁判を行うことは敗戦者を即時殺戮した昔とわれわれのとの間に横たわるところの数世紀にわたる文明を抹殺するものである。かようにして定められた法律に照らして行われる裁判は、復讐の欲望を満たすために、法律的手続を踏んでいるようなふりをするものにほかならない」⁵³⁾ と強く主張し、全員の無罪を提起した。その他をふくめてリチャード・H・マイニアの要約によれば、「共同謀議はいずれも立証されなかった。証拠規則が検察側に有利なように曲げられた。侵略戦争は国際法上の犯罪ではない、通例の戦争犯罪さえも十分に立証されなかった」⁵⁴⁾ という主張であった。ともあれ占領下での絶対的な圧力のもとでの裁判が、敗者にとって公正公平であったとは、パルならずとも、やはりいいがたいものであった。これらの主張にたいして「実は日本政府自身が1951年のサンフランシスコ講和条約第11条において、東京裁判の判決を受託しているという事実です。ですから、事後法に基づいた裁判だから、無効であるとか何だとかいろんな議論はありますけれども、国際法上落着している問題であるわけです」⁵⁵⁾ とする反論もある。こ

のような反論の一面は否定できないが、ただサ講和条約の時点にあっても、わが国に東京裁判を真っ向から否定しうるような国際的(対米的)自由があったとは、やはりいいえないのではないか。むしろ裁判では無視されたアメリカの原爆投下やソ連の中立条約無視の侵攻などをふくめて、東京裁判の是非は、さらに問いつづけられるべき課題であろう。

この裁判で、その是非もさることながら、むしろここで問われるべきことは、この裁判が日本の近現代史の流れを決定づけたことであろう。敗戦を契機に戦前・戦中に歪められた近現代史にあらためて「真相はなにか」風に真実追求の声があがったが、東京裁判は、それに決定的な回答を提起した結果になった。裁判は戦争犯罪を指導者たちの共同謀議と断罪することで、その有罪性を明確化しようとした。そのために論証しようとするれば、いきおい戦争が相当長期にわたって計画されたものであることを立証する必要があった。この計画の起点はさほど明瞭にされなかったが、総じていえば、1928年の「東方会議」にさかのぼって説明された。この会議は1927年4月に発足した田中義一内閣によって同年6月に兼任外相の田中名義によって招集された。それまでの幣原外交を対中軟弱外交(「成行主義」として退けた森格外務次官(事実上の外相といわれた)によって主導された会議であった。在中国外交官や関東軍司令官などが招集されて、その最終日に「対支政策綱領」が発表された。そこでは「満蒙」の中国からの分離政策をうたい、必要に応じて断乎たる自衛措置をとるという強硬姿勢が示された。ただし一方では英・米・仏・ソ連などの満洲への投資を歓迎するとも述べていて、「幣原外交との継続と断絶の二側面をもつもの」⁵⁶⁾でもあった。ただこの田中内閣のもとで山東出兵や「満洲某重大事件」などがおこり、内閣は総辞職に追い込まれるのであるが、東京裁判までは、「某重大事件」が関東軍による謀略であったことなどは、明らかにされなかった。したがって東方会議について「その後の日本の選んだ戦争への道の序曲は、ここではじまった」⁵⁷⁾という評価もありうる。となると、日本の戦争は約18年に

も、およんだものということになる。事実、裁判は「1928年以降の日本の歴史をも訴追の対象とした」⁵⁸⁾ のであるから、そのような歴史解釈は十分に成り立ちえた。

ただ「18年戦争」という言葉は、さすがに用いられず、どういうわけか「15年戦争」という言葉で語られることが定着しはじめていく。その経緯については、家永三郎によれば「1931年9月から45年8月までの戦争を一連の連続した戦争と見る立場から、その意味がはっきり示される『十五年戦争』という名称を使いたいとの意見が鶴見俊輔によって提案され[『戦時期日本の精神史—1931年～1945年』(岩波書店)]…次第に広く支持されるようになった」⁵⁹⁾ ということらしい。「満洲事変」から敗戦までを連続した戦争として捉えてのことになる。連続して捉えても、15年はいささか計算違いのようである。柳条湖事件(1931.9.18)から敗戦(1945.8.15)までは、13年11か月未満であろう。家永によれば「1931年を第1年、45年を第15年とする数え方からすれば、全然問題にならない」⁶⁰⁾ らしいが、なにゆえにそれほどまでして戦争を長く見せる必要があるのかということになる。この点を鋭くついているのは、秦郁彦で「つまり中国(それも中共)を主役にすえて勝者=中国、敗者=日本の図式がクローズアップするには『十五年戦争』でなくてはならぬ、というわけ」⁶¹⁾ と、皮肉っぽい解釈を示している。秦におれば「15年戦争の語源は20数年前に[1960年代に]単純な計算の誤りから誕生して、誰も気づかないままに現在まで通用してきた可能性が高い」⁶²⁾ という結論になる。やはり少しでも戦争期間を長期化することで、A級戦犯の有罪判決に導こうとした東京裁判の企図に沿うことが、そのまま歴史そのものと化してしまったということになる。

戦争期間をどう数えるかには、拘らぬことにしても、15年を単純に連続した戦争期間と見ることは、いかにも荒っぽいことであろう。満洲事変と日中戦争の間には、「熱河作戦」や「華北分離工作」などがあって、断絶の期間があったとまではいいきれない。「15年戦争」を肯定する立場からは、この「期間は、

侵略の中休みといった時期ではけしてなかった」⁶³⁾とされる。しかし、ほぼ同様の視点に立つ論者にあっても、もう少しきめ細かく見る場合には、「満洲事変が一段落したことは、国内に小康状態をもたらした」⁶⁴⁾という指摘を生む。その小康状態をもっともよく象徴するものとして、斉藤実内閣の5相会議をあげて、「穏健派の線が優位を占めた」⁶⁵⁾とするのである。同じく「15年戦争」肯定の論者によっても、「“非常時気運の解消”とか“非常時小康時代”とかが唱えられるようになった」⁶⁶⁾という史実があげられたりする。世相はカフェやバーが繁栄し、モガ・モボの闊歩あり、エロ＝グロ＝ナンセンスに浮かれていたのである。これらをなべて戦時の連続性のみで語ることは、やはり当をえていないというべきであろう。

裁判で東条英機の弁護人をつとめた清瀬一郎は、「検察官の指摘する17か年の全期間にわたって、国際法的の犯罪を続行していたというのが、検察側の根本の主張である」⁶⁷⁾と書く。17年か18年かは別として、すでにみてきたように、有罪判決に導くための、それが論理であった。しかし、舞台裏では国際検事局(I P S)は、「太平洋戦争とは無関係に見える、1930年代の日中紛争については、あくまで別件だと考えていた」⁶⁸⁾というのが、最近の資料調査にもとづく見解である。そして同じ研究は、「中国が1930年代初めまでさかのぼって、日本の中国侵犯事件もすべて、国際軍事裁判所が裁くよう主張していた」⁶⁹⁾という経緯を記録している。日本にとっては、いわば対米敗戦によって中国も勝者化した観があったが、戦争によってもっとも被害を蒙ったのも、また中国であったから、戦争責任を問うことになれば、中国の発言権が大きくなることは当然のことであったといえよう。いきおい9・18事件(満洲事変)以来の足掛けでいう「15年戦争」が歴史化していったわけである。

ここで戦争の起因と責任について、若干の歴史的事実を整理しておく必要がある。そのさい、日中間と日米間の対立関係は、双方は関連してはいるが、必ずしも一様ではない。前者にあつては日本の侵略性が強く、後者にあつては双

方の帝国主義的な対立の側面が強かったと、いちおうみることができよう。まず日中間については、すでにやや詳しく述べたが、維新後早くも1885年に福沢諭吉の「脱亜論」がでたように、アジア蔑視にもとづくアジア侵略の根深い過程があった。ただ、この思い上がりを「日本の近代化の歪みを反映した思想的問題」⁷⁰⁾とまでいえば、前述の「講座派」的な誤りを追隨することになる。この福沢の過剰な思い上がりは、「講座派」のいうような「近代化の歪み」＝半封建制などによるものではなく、まさに遅れてきた帝国主義というものに他ならなかったというべきものである。中国(清)へはアヘン戦争によるイギリスの香港支配をはじめとして、19世紀中ころ以降、ヨーロッパ諸国を中心にさまざまなかたちの支配が強められ、中国は事実上、半植民地化されていった。19世紀末には、さらにこの帝国主義的支配にアメリカが加わった。1897年にハワイを併合し、翌98年の米西戦争で勝利してフィリピンを領有したアメリカは、アジアへの進出を本格化した。パナマ運河を開通させ、パナマをも支配したが、アメリカのグルー駐日大使が「米国がパナマでとった政策と日本が満洲でとった政策との間に類似点があることは、誰も否定しないところであろう」⁷¹⁾などと書いたところである。つまり清時代にかなりの遅滞と頹廃を生じた中国は、列強の格好の餌食となって、浸食の対象となっていたのである。

日本はすでに触れたように、当初はロシアからの防衛線として朝鮮半島に関心をもち、その野心から半島を巡って清国との対立となり、日清戦争におよぶ。この戦争に勝利した日本は、はじめて台湾を領有するにいたる。遅れてきた帝国主義の登場である。つづく日露戦争でも、ともかくも勝利した日本は、中国東北部への実効支配を強め、本格的なアジア支配への意図を露骨に抱きはじめていく。ロシアの南下政策への対抗から日本に利用価値を見出していたイギリスも、ここにきて日英同盟に託した日本からはなれ、上述のようにアジア進出を志向しはじめていたアメリカと日本との利害対立がしだいに高まっていく。前述したように日露戦後に策定された日本の「帝国国防方針」は仮想敵国の第

2番目にアメリカを、すでに想定したのであった。機を一にするように「日露戦争における日本の勝利を境にして、従来からくすぶっていたカリフォルニアにおける日本移民排斥運動は急激に燃えあがり」⁷²⁾となる。日米対立の根因の一つに、このような人種差別問題があったことも否定できないであろう。昭和天皇も、その「独白録」のなかで「大東亜戦争の遠因」として、「この原因を尋ねれば、遠く第一次世界大戦後の平和条約の内容に伏在している。日本の主張した人種平等案は列国の容認する処とならず、黄白の差別感は依然残存し加州移民拒否の如きは日本国民を憤慨させるに十分なものである」⁷³⁾という。なおこの「独白録」は、削除された部分があるとして、木下道雄の『側近日誌』の「聖談拝聴録原稿」から引いて、「のみならず、私が英国を訪問して相互の親善に努力したにかかわらず、その直後において日英同盟は廃棄せられ、また軍備縮小に関する列国の対日圧迫は年に月に強化し…」⁷⁴⁾などの一文を追加した最近の研究もある。昭和天皇の戦後の回顧録には、自己弁護的な企図が隠せず、その発言に拘泥するには大いに限界がある。史実の根拠にそのまま利用できないことは当然だが、1919年のパリ講和会議において、日本が提出した「人種差別撤廃」案が否決されたことは事実であり、日本の国民世論を反白人化(反米化)に傾斜させていったことも見落とせない。日本案は投票で賛成多数をえたのであるが、議長役のアメリカ代表ウイルソンが重要案件は全会一致と主張して否決したため、とりわけてアメリカへの反発が強まった。人種的偏見にもとづく日本移民の排斥はさらに強まり、1924年の「割当移民法」によって日本人の移民入国は、一切禁止されるにいたった。第一次大戦の勝利国の一員として「一等国」を自認していた日本人の自尊心を大きく傷つけたことは避けがたいものであった。新聞なども反米意識をかきたてた。「日米戦わば…」式の際物が、日米双方から刊行されたりする。

加えて一次大戦後、軍縮問題がもちあがった。アメリカによって提起されたワシントン海軍軍縮条約(1922年)は、主力艦の保有トン数を、米英5にた

いして日本3とするというものであった。当時、「8・8艦隊」計画のもと、世界有数の海軍体制をめざしていた日本を主たる標的とした感のある軍縮であったが、日本はむしろ冷静に同意した。ついでイギリスの要請によって締結されたロンドン海軍軍縮条約（1930年）は、補助艦艇についても、ほぼ同様の決定（大型巡洋艦、対米6.02割など）で調印した。ここでは日本海軍の内部で燻っていた不満が、ついに「統帥権干犯」問題となって火がつき政治問題化し、海軍の分裂とそれに呼応する右翼勢力の台頭を招いた。対米戦争への一つの火種となっていく。前出のグルー駐日大使すらも「5・5・3の比率は、日本人の気持ちとしては、我慢出来ぬほど、彼らの国を辱かしめ、その自尊心を傷つけたものなので、恐らく1930年のロンドン条約に調印した直後、この劣位の烙印を取除くためには、どんな犠牲を払ってもいゝという決心を[日本人は]したのであった」⁷⁵⁾と書く。1936年、日本は脱退して両条約は廃棄に追い込まれることになる。ネイバル・ホリデイは終わったのである。太平洋を挟んでアメリカとの対決を宿命づけられた日本は、その実力を遥かに超えた戦争体制の構築を迫られていくわけである。

一方、対中国関係は、日露戦争後の中国東北部への日本の実効支配の強化にたいし、辛亥革命後、中国の排日運動が、ようやく盛り上がり、両国関係は険悪化していく。ここにきて中国の「近代化」に助力しようとする真摯な日本人の、他方での努力は、しだいに空しいものとなっていく。抗日運動から居留民を守るという大義名分、満蒙をわが国の生命線とする独善、加えて石原莞爾の独特の構想（世界最終戦の理論とそこで東洋を代表して日本が戦うために必要な満蒙の領土化による持久戦体制の構築）などが実施に移されていく。1931年の満洲事変、翌年の上海事変から「満州国」の建国にいたる過程は、関東軍などの軍部出先機関の暴発に先行されてすすんでいく。まさに遅れてきて帝国主義の品性を欠いた粗野な暴走であった。ただ、ここで指摘しておくべきは、これらの事態を「英米をはじめとする諸列強が…事実上手をこまねいて黙過し

た状況」⁷⁶⁾であった。これは「列強の側に中国での反帝国主義的民族運動に対抗しそれに手痛い「教訓」を与える力としての日本への、ひそかな共感が存在していた」⁷⁷⁾という穿った見方すらある。同じ論者は、「満州事変が局地的な『コロニアルウオー』にとどまれば、第一次世界大戦後の帝国主義支配体制の部分的な手直しとして、列強はとりたてて痛痒を感じなかった」⁷⁸⁾ともいう。「満州事変で終わっておれば……」式の言いぐさである。歴史のIfは、あるいはそうであったかもしれぬが、それこそ当の中国を無視した帝国主義クラブの遊戯にほかならない。

それはともかくとして、満州事変から日中戦争にいたる間には、一定の小康状態があった。華北分離工作などはあったが、一挙に連続して戦争を遂行しうほどの国力もなく、またそれだけの統一した国策もなかったというのが実状である。日中戦争のきっかけとなった盧溝橋事件は偶発的な発砲によってはじまった(田原総一郎が断定するように、『中国側の発砲』ということではほぼ定着している)⁷⁹⁾とはいいきれない)。陸軍首脳のなかには、戦争への口実をつかんだと歓迎する向きもあったが、それは必ずしも統一されたものではなかった。満州事変の首謀者であった石原莞爾(当時、参謀本部第一作戦部長)などは、不拡大方針を採っている。日中全面戦争ともなれば対ソ戦争を覚悟せねばならぬが、「目下の日本では之に対する準備がない」⁸⁰⁾というのが最大の理由であった。ときの首相近衛文麿も、少なくとも当初は「出兵には絶対に反対だ」⁸¹⁾と述べていた。その理由は(1)国際的に重大なことになる(2)内政的に見て国民の賛成をえがたい(3)国民が軍とますます離反する、などを考慮してのものであった。しかし、石原の不拡大方針は参謀本部のなかですら少数の賛同しかえられず、軍内部の葛藤の末、内地4個師団の派遣を閣議決定、満州から2個師団、朝鮮から1個師団の派遣も実施されるにいたる。陸軍首脳(参謀総長閑院宮)は、軍事的痛撃によって中国は抵抗を放棄すると考え、3か月程度で鎮圧しうると判断していたのであった。中国軍とその背景の国際世論をあまりにも

過小評価していたことになる。結局、当初「北支事変」と称していたのが、「支那事変」となり、戦乱は中国全土におよんでいく。盧溝橋事件後1か月を経た8月6日に、先出のグルー大使は、なお「われわれは日本の政府も国民もとくに中国と戦争する熱意をもっているとは感じない」⁸²⁾と、日記に書いていた。きわめて非計画的にずるずると戦争の泥沼に入りこんでいったことの一端を示している。

ところで、ここで国家の帰趨を左右しえた最大の人物は、やはり近衛首相であったといわなければならないであろう。わが国のいわゆる名門中の名門、藤原鎌足から数えて第46代目といわれ、つねに朝廷の中枢にあった近衛家、その嫡男文麿は、大正末期から昭和初期に、すでにその将来を瞩目され、若くして貴族院議長をつとめるなどのことを経て、日中戦争勃発時、宰相の座にあった。一般には、この近衛の優柔不断さが、軍の暴走を許容してきたといわれるところである。この通説を否定する必要もないのであろうが、この脈絡は、さほどにシンプルなものでもなかった。近衛の思想の根源は、その若かりしころに書いた「英米本位の平和主義を排す」(『日本及び日本人』1918年12月号)で知られている。そこで近衛は「黄白人の差別的待遇の撤廃」⁸³⁾などを強く主張する。この論文は、近衛がパリ講和会議の随員となったとき、欧米から非難を受けたほどのものであった。ただ一方、中国の孫文は、「その論旨に共鳴して…近衛を上海の寓居に迎え『肩揚り頬熱して深更に及んで談なお尽きるを知らぬ』歓迎を受けた」⁸⁴⁾ともいわれている。この人種差別撤廃論が、生涯を通じて近衛の心情の基調を成していたといつてよい。ゆえに英米との対立感は根深いものを想像させるが、対中国観はそれとは、よほど異質のものであったといえる。盧溝橋事件についても「どちらが先に手を出したかといえば、どうもこちら[日本]の方が怪しいと思う」⁸⁵⁾とすらいつていた(これは敗戦直後の記述なので、その弁解めいた部分は、差し引いて聞く必要があるが、この部分については真情に近いと理解する)。事件突発後、「一体どの辺まで行った

ら軍事行動がやむのだろうか…しかし軍部大臣以外の者は私はじめ各閣僚とも、この点について、なんの報告も得られないのであるから、毎日ジリジリしていた」⁸⁶⁾ とすらしい。閣議で「不拡大方針」を申し合わせたにしては、いかにも頼りない話ではあり、多少の自己弁護が感じられないではないが、統帥権を盾にした当時の軍部と内閣の関係としてはありえないことではない。

統帥権のことになれば、天皇は報告を当然受けていたことになる。近衛が自決の前夜、もっとも近かった後藤隆之助と山本有三に、「自分が罪に問われている主なる理由は、日支事変にあると思うが、日支事変で責任の帰着点を追究して行けば、政治家として近衛の責任は軽くなり、結局統帥権の問題になる。従って究極は陛下の責任ということになるので、自分は法廷に立って所信を述べるわけには行かない」⁸⁷⁾ と語ったというのは、きわめて示唆的である。

ここにおいて、やはり天皇の戦争責任の如何が問われることになる。「15年戦争」論に立つわけではないが、1928年の張作霖爆殺事件の起こったとき、ときの首相田中義一に天皇は「辞表を出してはどうかと強い語気で云った」⁸⁸⁾ と、その「独白録」で述べている。それで田中内閣は総辞職したのであるから、天皇の統帥権は貫徹していたことになる。ところが、これを巡って、「久原房之助などが、重臣『ブロック』と云ふ言葉を作り出し、内閣の倒けたのは重臣達、宮中の陰謀だと触れ歩くに至った…この事件あって以来、私は内閣の上奏する所のものは仮令自分が反対の意見を持ってゐても裁可を与へる事に決心した」⁸⁹⁾ と、まさに君子豹変する。統帥権というよりは、総攬権までもも韜晦せしめたことになる。しかし満洲事変のあと、1932年1月8日の関東軍への勅語では「氷雪ヲ衝キ勇戦力闘以テ其禍根ヲ抜キテ皇軍ノ威武ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其忠烈ヲ嘉ス」⁹⁰⁾ と、関東軍の独断専行を、高く評価し公認したのであった。ところで、つぎには太平洋戦争での天皇の役割ということになるが、このことについては、すでに多くの論者によって論じつくされてきた。ただそれらの多くは、きわめて単純に左右のイデオロギーに拘泥したもので、そのま

まこれらの意見のいずれかに与するわけにもいかない。それらのなかで資料を豊富に駆使して、比較的客観的に論じているひとりに秦郁彦がある。秦はまず先出のグルーをあげ、その長い滞日経験から天皇とその側近グループは「西欧流の洗練された国際感覚を持ち、米英両国との協調関係を重視していたことを知っていた」⁹¹⁾ という傍証をあげる。一般国民や、とりわけ軍部などと比較すれば、天皇とその周辺が「洗練された国際感覚」を有していたことは、いうまでもないであろう。またグルーが戦後に天皇の免罪をバックアップすべく、このような点を強調したことも事実である。ただ天皇自身は、すでに引用したように、「大東亜戦争」の「原因を尋ねれば、…日本の主張した人種平等案は列国の容認する処とならず、黄白の差別感は依然残存し加州移民拒否の如きは日本国民を憤慨させるに十分なものである」⁹²⁾ と、戦争直後に「独白」していた。ほぼ先の近衛のナショナリズムに類似した表白である。天皇の心情を「米英両国との協調関係を重視していた」と、秦のようにグルーを引用して傍証することは可能なのかということになる。

いずれにせよ、1941年9月6日のいわゆる御前会議で、事実上、日米開戦が決定される。この席上、天皇は「明治天皇の御製『四方の海』の御歌を御引用に相成り外交工作に全幅の協力をなすべき旨仰せられたる旨奉る」⁹³⁾ と内大臣木戸幸一は書き残している。平和愛好の天皇のイメージを示すものとして、引用されることの多い「木戸日記」の部分である。しかし、この会議では「帝国ハ自存自衛ヲ全ウスル為対米(英蘭)戦争ヲ辞セザル決意ノ下ニ概ネ十月下旬ヲ目途トシ戦争準備ヲ完整ス」⁹⁴⁾ と戦争を決定づける「帝国国策遂行要領」が採択されたのであった。「明治天皇の御製」がなんらかの効を奏しうるほどのものであったとは、とうてい考えられない。それよりも、その真情が真に非開戦にあったとすれば、終戦で果たしえた指導力が、何故に発揮できなかったかが問われよう。天皇は「独白録」で「私が主戦論を抑へたらば、陸海に多年錬磨の精鋭なる軍を持ち乍ら、ムザムザ米国に屈伏すると云ふので、国内の与

論は必ず沸騰し、クーデタが起ったであろう」⁹⁵⁾という。12月8日開戦当日、天皇の「御態度は誠に自若として些の御動揺を拝せざりしは有難き極なりき」⁹⁶⁾ということなのであった。

ところで、東京裁判において天皇は訴追されなかった。その最大の理由は周知のように占領をスムーズに遂行するための利用価値にあったが故のものであった。天皇とマッカーサーの第1回の会見のさい、マッカーサーは、すでに「聖断一度下ッテ日本ノ軍隊モ日本ノ国民モ総テ整然ト之ニ従ッタ見事ナ有様ハ…世界何レノ国ノ元首ト雖及バザル所」⁹⁷⁾とまで称賛して見せたようである。しかし、この「『聖断』論は両刃の剣となりうる」⁹⁸⁾ということになる。先にもふれたように、開戦のさいにも「聖断」は？ということになるからである。天皇が免責されたことの深因を、丸山真男は「自らの地位を非政治的に粉飾することによって最大の政治的機能を果たすところに日本官僚制の伝統的機密があるとすれば、この秘密を集約的に表現しているのが官僚制の最頂点としての天皇にほかならぬ」⁹⁹⁾と解いてみせる。この説明自体を否定することもないが、その論理でいけば、絞首刑に処せられた東条英機らも説明可能なのかという問題が残らぬか。東条は単なるいけにえだったのか。敗戦1年前に首相や参謀総長などを辞任したが、そのとき、天皇は東条に対し、「至難なる戦局の下、朕が帷幄の枢機に参劃し、克く其の任に膺れり。今、其職を解くに臨み、茲に卿の勲績と勤勞とを惟ひ、朕深くこれを嘉す」¹⁰⁰⁾と「優しい慰勞の勅語」¹⁰¹⁾を授与した事実などを、いかに説明しうるのか。この東条の辞任直前、皇族の東久邇宮が東条に「今は絶対にやめてはいかん。内閣を大改造してでも此の際は続けて行くがよい、と言ってやった」¹⁰²⁾と近衛をつかまえていう。敗戦後に首相を務めることになる、この皇族は、さらに語をついで「自分は矢張り東条に最後まで責任をとらせるがよいと思う。悪くなったら皆東条が悪いのだ。すべての責任を東条にしょっかぶせるがよいと思うのだ。内閣が変わったら責任の帰趨がぼんやりして最後には皇室に責任が来るおそれがある。だから今度

はあくまで、東条にやらせるがよい」¹⁰³⁾とまで放言している。敗戦後「GHQの側は、全責任を東条にになわせることによって、天皇の訴追や退位を阻止するつもり」¹⁰⁴⁾になるのだから、この東久邇の放談は現実性を得ることになる。戦後は国民の非難も東条に集中する。東条は「自決という伝統的な解決策を選ぶか、生き延びて皇室が戦争責任を負わされないよう努めるか」¹⁰⁵⁾の選択を迫られ、自決に失敗して法廷に立つ屈辱を忍ぶことになる。法廷での東条は、天皇には責任がないという立場で一貫し、「最後までこの戦争は自衛戦であり、現時承認せられたる国際法には違反せぬ戦争なりと主張」¹⁰⁶⁾して、絞首刑台に上っていくわけである。東条らが「有罪であるならば、かれらの天皇もまた有罪である」¹⁰⁷⁾とするリチャード・H・マイニアのような見解が残ることになる。

今ひとりの側近中の代表的存在である近衛のことについては、すでにふれてきたが、最後にやはり天皇との関係が問われよう。天皇は例の「独白録」に近衛については平和論を唱えたが、「確乎たる信念と勇氣とを缺いた」¹⁰⁸⁾人物と記している。吉田裕によれば「近衛の姿勢と比較する時、天皇は、はるかに軍部よりの姿勢をとった」¹⁰⁹⁾ということになる。天皇が近衛にいかなる方向での「確乎たる信念と勇氣」を求めていたのかは不問に付するとして、太平洋戦争開戦前の近衛の首相辞任後は、天皇と近衛は離反していく。近衛は宮中グループのなかで孤立してゆき、「実に3年4ヵ月もの間、天皇への拝謁を許されなかった」¹¹⁰⁾という（この事実は確認しえないが、『木戸幸一日記』などをフォローしてみると、辞任後、近衛の拝謁の記録は、確かに見当たらない）。この間、近衛は木戸内大臣に「いよいよ戦争中止と決定せる場合は、陸海官民の責任の塗り合を防止するため陛下が全部御自身の御責任なることを明らかになさせらるる必要ある事」¹¹¹⁾を申し伝えている。1944年6月24日のことであった。しかし、その近衛も、前述のように「究極は陛下の責任ということになるので、自分は法廷に立って所信を述べるわけには行かない」¹¹²⁾と言い残して

自決して果てたのであった。これらの経緯を顧みるとき、多くの論者のように天皇が「戦争責任を有していることは明白である」¹¹³⁾と、ただ簡単にいうのみで事足りるものでもないことを感得するのである。

結論的にいえば、無責任体系の政治支配のなかでの戦争であったというほかない。とすれば、日米戦争の真因はという問いに戻ることになるが、総じて戦争には喧嘩両成敗的な要素を否定できない。東洋の支配を巡る、あるいは太平洋の支配を巡る両国の主導権争いが根底にあり、それはさかのぼれば、あるいは1853年のペリー来航時の砲艦外交（日本に白旗を手渡しての）にすら発している対立であったかもしれない。その後の歴史の経過では、不平等条約改正問題での長期の葛藤、日露戦争終結を巡るセオドア・ローベルトの仲介（日本側からみて、一応感謝すべきところ、しかし必ずしもそういい切れない米大統領のビヘイビア）などの流れがあった。そして、すでにふれた日露戦直後の「帝国国防方針」での仮想敵国にアメリカを2位としたことなどが対立化を決定的にした。この間の事情の解明はさらなる検討課題であろうが、一方、アメリカ側では1897年のハワイ併合につづく翌年のフィリピン併合からアジアへの触手の本格化となり、1910年の米国アジア艦隊創設、翌年のカリフォルニアでの排日運動にはじまる一連の日本移民制限から禁止にいたる過程があった。さらに前述した1919年のパリ会議での日本提案の「人種差別撤廃」案のアメリカ主導による否決、ワシントン・ロンドン両軍縮における不均等軍縮の強制、そして最後はいわゆるA B C D包囲陣の形成と1941年の日本資産凍結から対日石油輸出完全停止、そしてハル・ノート（より強硬な「ホワイト試案」の「ハル・ノート」化）の手交へと決定的な決裂におよんでいく。

他方、日本側の動きとしては、まず上述の1907年策定の「帝国国防方針」の改訂がつづき、1923年のそれでは仮想敵国の第1位には、ついにアメリカが想定されるにいたる。ソ連・中国とつづく設定であった。さらに1936年の改訂では1位にアメリカとソ連が並び、以下イギリス・中国とつづくことになる。

主として陸軍の北進論からソ連が、海軍の南進論からアメリカが主敵に想定されるようになったのである。日本にとっては戦前から最大のマーケットであったアメリカを人種差別問題や軍縮問題から、国民感情的にも敵にまわす方向をたどり、とりわけ中国侵略と日独伊3国同盟(この場合、日本はソ連をふくめた4国同盟への発展を期待していたのであるが)の締結は、アメリカの対日姿勢を決定づける。そして上述のハル・ノートにいたるのであるが、ここでも一方的にアメリカの強硬姿勢のみに責めを帰するわけにもいかない。ノートの手交よりも「真珠湾攻撃の機動部隊の出撃の方が約1日分の25時間ほど早い」¹¹⁴⁾ のであり、したがって「日本の真珠湾攻撃は『ハル・ノート』の強硬さに激情的に反発してのものではない」¹¹⁵⁾ といわざるをえないものであったことになる。

いずれにせよ、この間の一連の歴史の推移のなかで、世界における日本の位置と、そのすすむべき方向について、真に正統な方向が模索されえず、支配層の支配体制の維持がもっぱら優先されつづけてきたことは、きわめて悲劇的であった。東条英機の遺言の最後の言葉が、日本のすすむべき志向について「赤化を防がなければならない」¹¹⁶⁾ というにあったことなどこそが、日本の歴史の舵取りの態様を正直に象徴するものであったわけである。

注)

- 1) 丸山真男「思想の言葉」『思想』1956年3月号(同『戦争と戦後の間』1976年みすず書房 602ページ)。
- 2) 同上。
- 3) 松本健一『思想としての右翼』2000年 論創社 10ページ。
- 4) 安藤良雄『昭和史の開幕』1970年 文英堂 175ページ。
- 5) 今井清一・野沢豊「軍部の制覇と日中戦争」(岩波講座『日本歴史』30現代3 1963年 岩波書店 272ページ)。
- 6) 石田雄「『ファシズム期』日本における『国民運動』の組織とイデオロギー」(東京大学社会科学研究所ファシズムと民主主義研究会編『運動と抵抗』上

1979年 東京大学出版会 57 ページ)。

- 7) 須崎慎一「アジアの中のファシズム国家」(歴史学研究会日本史研究会編『講座日本歴史』10 1985年 東京大学出版会 241 ページ)。
- 8) 酒井哲哉「1930年代の日本政治」(安田浩ら編『展望日本歴史』11 2002年 東京堂 87 ページ)。
- 9) 高島素之「国家社会主義の色わけ」(『国家社会主義』第1巻第1号 1919年4月 売文社 1 ページ)。
- 10) 同上(同上誌 2 ページ)。
- 11) 高島「国家社会主義」(同『社会科学辞典』1925年 新潮社 392 ページ)。
- 12) 安藤 前掲書 244 ページ。
- 13) 神島二郎「解説」(『北一輝著作集』第1巻 1995年 みすず書房 438 ページ)。
- 14) 同上(同上書 439 ページ)。
- 15) 同上書 14 ページ。
- 16) 同上書 247 ページ。
- 17) 神島 前掲論文(同上書 437 ページ)。
- 18) 松本清張『北一輝論』1976年 講談社 142 ページ。
- 19) 同上。
- 20) 岡本幸治『北一輝』1926年 ミネルヴァ書房 250 ページ。
- 21) 松本清張 前掲書 16 ページ。
- 22) 神島 前掲論文(前掲『北一輝著作集』439 ページ)。
- 23) 松本健一 前掲書 49 ページ。
- 24) 北一輝「国体論及び純正社会主義」1906年 自費出版(前掲『北一輝著作集』第1巻 361 ページ)。
- 25) 同上。
- 26) 北一輝「日本改造法案大綱」1919年(『北一輝著作集』第2巻 1959年 みすず書房 35 ページ)。
- 27) 同上書 337 ページ。
- 28) 同上。
- 29) 同上書 341 ページ。
- 30) 同上書 298 ページ。
- 31) 同上書 307 ページ。
- 32) 同上書 315 ページ。

- 33) 伊藤隆『昭和期の政治[続]』1993年 山川出版社 33ページ。
- 34) 同上書 36ページ。
- 35) 同上書 58ページ。
- 36) 河野司編『二・二六事件 獄中手記遺書』1972年 河手書房新社 282ページ。
- 37) 同上書 298ページ。
- 38) 同上書 185ページ。
- 39) 「北一輝聴取書」(『現代史資料』5 1964年 みすず書房 744ページ)。
- 40) 河野編 前掲書 183ページ。
- 41) 松本清張 前掲書 279ページ。
- 42) 高橋正衛『二・二六事件』1965年 中央公論社 189ページ。
- 43) 同上。
- 44) 河野編 前掲書 43ページ。
- 45) 同上書 34ページ。
- 46) 和田日出吉「青年将校運動とは何か」『日本評論』1936年3月号(前掲『現代史資料』770ページ)。
- 47) 同上。
- 48) 田原総一郎『日本の戦争』2000年 小学館 256～257ページ。
- 49) 丸山真男『現代の思想と行動』(下)1957年(『丸山真男集』第6巻 1997年 岩波書店 310ページ)。
- 50) 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊』1992年 東京大学出版会 137ページ。
- 51) 同上書 33ページ。
- 52) 東京裁判研究会『パル判決書』(上)1984年 講談社 257ページによる。
- 53) 同上書 33ページ。
- 54) リチャード・H・マイニア『東京裁判』1998年 福村出版 53ページ。
- 55) 栗屋健太郎「東京裁判を考える」(アジア民衆法廷準備会編『問い直す東京裁判』1995年 緑風出版 53ページ)。
- 56) 中村政則『昭和の恐慌』1982年 小学館 93ページ。
- 57) 安藤 前掲書 65ページ。
- 58) 牛村圭『「文明の裁き」をこえて』2001年 中央公論社 183ページ。
- 59) 家永三郎「1945年に終る戦争の名称」(『歴史地理教育実践選集』第16巻 1992年 新興出版社 9ページ)。

- 60) 同上。
- 61) 秦郁彦『昭和史を縦走する』1984年 グラフ社 151 ページ。
- 62) 同上書 151 ページ。
- 63) 木畑洋一「世界の岐路と15年戦争」(歴史学研究会日本史研究会編『講座日本歴史』10 1985年 東京大学出版会 3 ページ)。
- 64) 今村清一・野沢豊「軍部の制覇と日中戦争」(岩波講座『日本歴史』20 現代(3) 1963年 岩波書店 258 ページ)。
- 65) 同上書 259 ページ。
- 66) 江口圭一『15年戦争の開幕』(『昭和の歴史』第4巻 1982年 小学館 218 ページ)。
- 67) 清瀬一郎『秘録 東京裁判』1986年 中央公論社 99 ページ。
- 68) ジョン・G・ルース 山田寛訳『スガモ尋問調書』1995年 読売新聞社 44 ページ。
- 69) 同上。
- 70) 安川寿之輔『日本の近代化と戦争責任』1997年 明石書房 248 ページ。
- 71) ジョセフ・G・グルー 石川欣一訳『滞日10年』1948年(原文は1944年) 毎日新聞社 248 ページ。
- 72) 小林龍夫「海軍軍縮条約(1921～1936年)」(日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』1 1973年 朝日新聞社 6 ページ)。
- 73) 寺崎英成・マリコ・テラサキ・ミラー編『昭和天皇独白録』1991年 文芸春秋社 20 ページ。
- 74) 吉田裕『昭和天皇の終戦史』1992年 岩波書店 126 ページ。
- 75) グルー 前掲書 267 ページ。
- 76) 木畑 前掲論文(前掲書 3 ページ)。
- 77) 同上論文(同上書 4 ページ)。
- 78) 同上論文(同上書 6 ページ)。
- 79) 田原 前掲書 373 ページ。
- 80) 石原完爾「回想応答録」(角田順編『石原完爾資料』1967年 原書房 437 ページ)。
- 81) 原田熊雄『西園寺公と政局』第6巻 1951年 岩波書店 29 ページ。
- 82) グルー 前掲書 284 ページ。
- 83) 近衛文麿『清談録』1936年 千倉書房 240 ページ。
- 84) 細川護貞「近衛公の生涯」(『近衛日記』1968年 共同通信社 122 ページ)。

- 85) 近衛文麿「平和への努力」1946年 朝日新聞社 (『知られざる記録』1965年 集英社 13ページ)。
- 86) 同上 (同上書 11ページ)。
- 87) 細川 前掲記 (前掲『近衛日記』160ページ)。
- 88) 前掲『昭和天皇独白録』22ページ。
- 89) 同上書 23ページ。
- 90) 『朝日新聞』1932.7.9による。
- 91) 秦郁彦『現代史の光と影』1999年 グラフ社 64ページ。
- 92) 前掲『昭和天皇の独白録』20ページ。
- 93) 木戸幸一『木戸日記』上巻 1966年 東京大学出版会 904ページ。
- 94) 同上書 906ページ。
- 95) 前掲『昭和天皇独白録』1992年 71ページ。
- 96) 木戸 前掲書 933ページ。
- 97) 「天皇・マッカーサー第1回会見」(『朝日新聞』2002.10.8による)。
- 98) 吉田 前掲書 141ページ。
- 99) 丸山真男「戦争責任論の盲点」『思想』1956年3月号 (前掲『丸山真男集』163ページ)。
- 100) ルース 前掲書 18ページ。
- 101) 同上。
- 102) 前掲『近衛日記』10ページ。
- 103) 同上。
- 104) 吉田 前掲書 140ページ。
- 105) ルース 前掲書 18ページ。
- 106) 清瀬 前掲書 153ページ。
- 107) マイニア 前掲書 136ページ。
- 108) 前掲『昭和天皇独白録』67ページ。
- 109) 吉田 前掲書 15ページ。
- 110) 同上書 18ページ。
- 111) 前掲『近衛日記』15ページ。
- 112) 細川 前掲記 (同上書 160ページ)。
- 113) 安川 前掲書 97ページ。
- 114) 中川八洋『近衛文麿とルーズベルト』1995年 PHP研究所 45ページ。
- 115) 同上。